

国保制度の概要と財政運営の仕組みについて

1 国保制度の概要

国民健康保険（以下、国保）は、自営業者や非正規雇用者など、ほかの医療保険に加入していない全ての人を対象とした制度であり、「国民皆保険制度」の“最後の砦（セーフティーネット）”の役割を担っています。市町村が保険者となり、地域の特性に応じた保健事業等の実施により、住民の健康維持に貢献してきました。

一方で、制度上、以前から以下のような構造的課題が指摘されてきました。

- ・中高年齢者の加入割合が高く、医療費水準が高い
- ・所得水準が相対的に低く、保険税負担が重くなる傾向
- ・小規模保険者が多く、財政運営が不安定

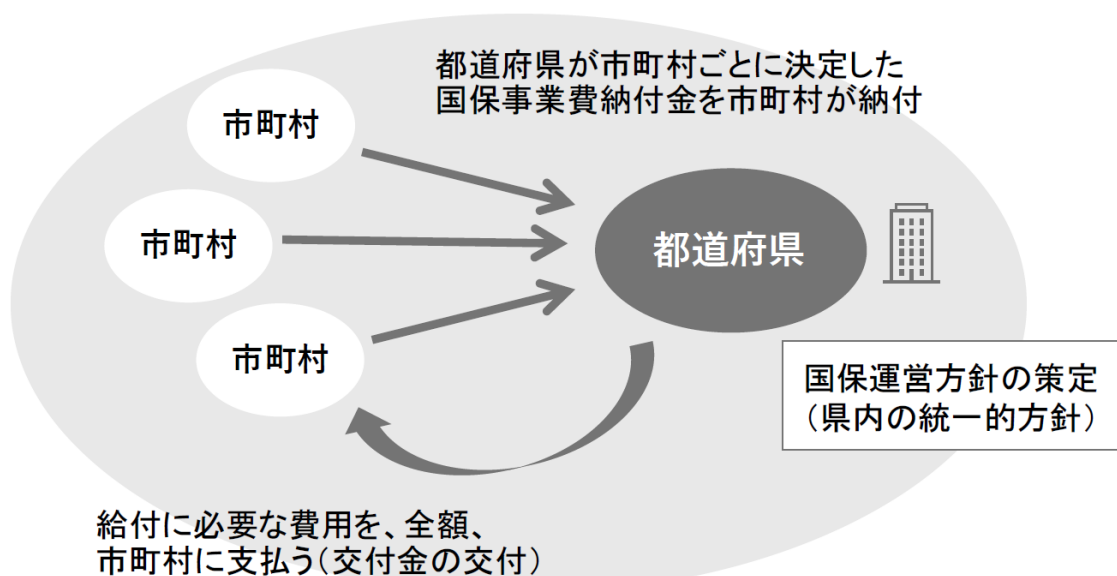
こうした課題に対応するため、平成 30 年度に制度改革が行われ、都道府県が財政運営の責任主体となりました。

2 制度改革後の財政運営の仕組み 【※別添資料にて詳細説明】

平成 30 年度の制度改革以降、国保の財政運営は都道府県が担い、市町村は県に納付金を支払い、県が保険給付に必要な費用を全額交付する仕組みに移行しました。

この新たな仕組みにより、県全体での財政の安定化が図られる一方で、市町村には保険税率の設定や保健事業の実施など、引き続き重要な役割が求められています。

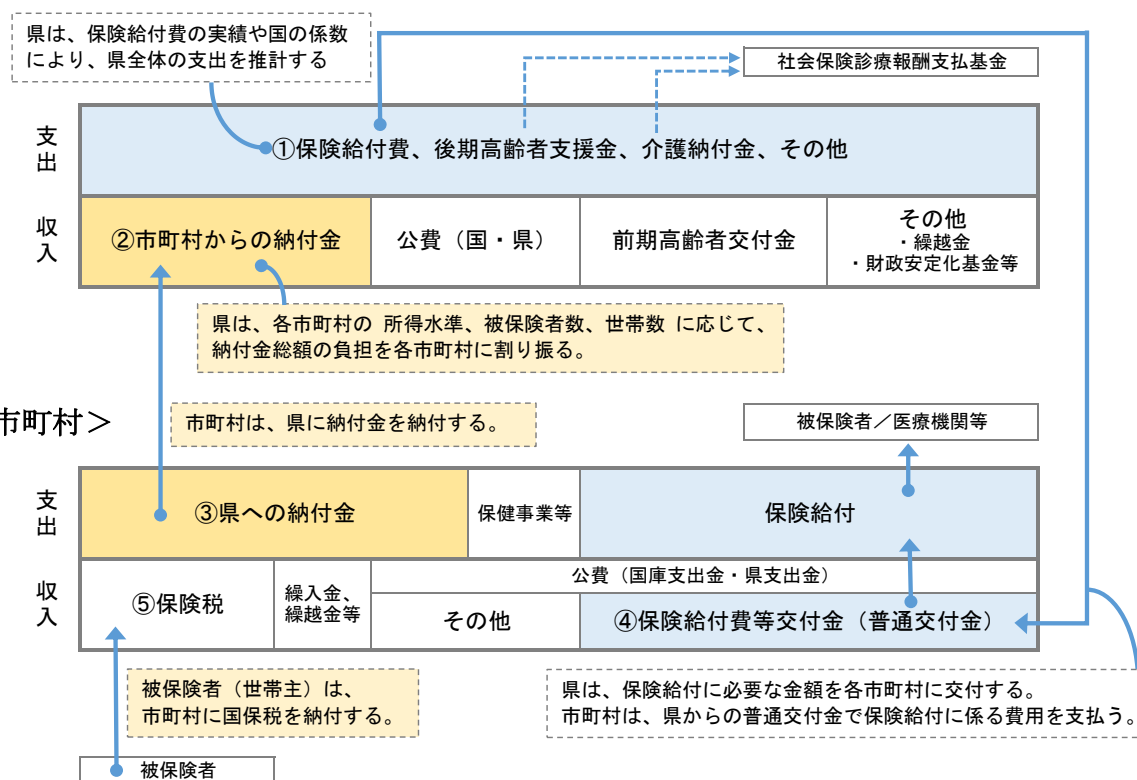
【改革後】都道府県が財政運営の責任を担う



(注)厚生労働省資料をもとに作成

【別添】国民健康保険の財政運営の仕組み（イメージ図）

< 県 >



①保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、その他

県は、過去の保険給付費の実績や国の係数をもとに、県全体の保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等の支出額を推計します。

②市町村からの納付金

①で推計した支出額から、以下の財源を差し引きます：

- ・公費（国庫支出金・県一般会計繰入金）
- ・前期高齢者交付金
- ・その他（県の繰越金、財政安定化基金等）

残額が「市町村から徴収する納付金総額」となり、これを各市町村に割り振ります。（県全体に占める各市町村の所得水準、被保険者数、世帯数の割合に応じて案分）

③県への納付金

各市町村は、県から割り当てられた納付金を、県に納付します。

④保険給付費等交付金（普通交付金）

県は、保険給付に必要な額を「普通交付金」として市町村に交付します。

市町村は、この交付金を活用して、被保険者や医療機関への支払い等の保険給付を行います。

⑤保険税

市町村は、納付金と保健事業等の費用に充てるため、被保険者から保険税を徴収します。